

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第167回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年4月9日（木）16時01分～16時47分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、  
武田 史子、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

大橋 弘、関口 博正

（以上2名）

（3）総務省

井上 淳（事業政策課長）、岸 洋佑（事業政策課調査官）、  
佐藤 隆亮（事業政策課統括補佐）、小杉 裕二（事業政策課課長補佐）、  
望月 俊晴（基盤整備促進課課長補佐）

（4）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3 議題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に関する規定の整備）【諮問第3209号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）【諮問第3208号】

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）【諮問第3210号】

(2) 諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について（第二種交付金の額の算定方法等に関する規定の整備）【諮問第3214号】

## 開 会

○藤井部会長　それでは、本日もよろしく申し上げます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第167回を開催いたします。

本日はWeb会議を開催しており、委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、御名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いできればと思います。

御手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日、議題は答申事項3件、諮問事項1件ということになります。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に関する規定の整備）【諮問第3209号】

○藤井部会長　それでは初めに、諮問第3209号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に関する規定の整備）」について審議いたします。

本件は、2月20日金曜日開催の当部会において総務大臣から諮問を受けて審議を行い、2月21日土曜日から3月23日月曜までの間、意見募集を実施しました。この結果を踏まえ、市場検証委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、市場検証委員会の大橋主査及び委員会事務局より御報告をいただきます。

それでは、大橋主査、よろしく願いいたします。

○大橋市場検証委員会主査　ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました大橋と申します。

諮問第3209号の電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案、これは公正競争の確保等に関する規定の整備に当たるものですが、これについて市場検証委

員会における調査・検討の結果を御報告申し上げます。

本件は令和7年5月の電気通信事業法及びNTT法の改正を踏まえて、改正後の電気通信事業法等の施行に向けた公正競争の確保等に関する規定の整備などのために電気通信事業法施行規則等の一部改正を行うものです。本件については意見募集を本年2月21日から3月23日までの31日間行っております。寄せられた意見を踏まえて、4月8日に市場検証委員会において審議をしたものでございます。

この結果を取りまとめたものが御手元の資料167-2の1ページ目の報告書ということでございます。当委員会といたしましては、下記の1に記載のとおり、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等については、諮問のとおり改正することが適当と認められること、また、下記の2の記載のとおり、提出された諮問事項に係る意見及びそれに対する総務省の考え方について適当と認められる旨の整理をいたしました。

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方の詳細については総務省より御説明いただけるということですので、よろしくお願ひできればと思います。

○小杉事業政策課課長補佐 大橋先生、ありがとうございます。

それでは総務省、小杉のほうから説明させていただきます。

こちらは意見募集の結果になります。全体で15件の意見が寄せられまして、法人8件、個人7件、詳細はこの一覧になっているものでございます。

では、主立った意見を説明させていただきます。

まず総論、1-1ですけれども、本改正は、NTT東西の規律の必要性が改めて確認され、NTTデータグループの完全子会社化にも対応したものであり、全体的な方向性について賛同。一方で、NTTデータやNTTドコモビジネスを起点とした規律については、まだ不十分である点は重要な課題であり、市場の構造変化を踏まえた制度の抜本の見直しに向けた検討が必要との意見でございます。

事務局の考え方1-1で書いておりますけれども、まず、改正事項に関する賛同の御意見として承ります。データとドコモビジネスに係る公正競争上の懸念に関する御意見については、市場検証委員会において「現行の規律では直接適用できない競争上の懸念」として整理されておりますので、総務省としても関係事業者の協力を得て、検証を深めていく考えですとしております。

意見1-2では、同様に本改正案に賛同するという意見に加えて、制度・運用を適時適切に見直していただきたいという、こちら楽天モバイルさんからの意見。

1-3では、こちらがNTT東西様から、本改正案により、NTT東西は地域の活性化・地方創生に一層貢献できるものとする。一方で、産業の発展にブレーキをかけることのないよう、市場環境の変化に合わせて規制の在り方の検証を行っていただきたいという意見もいただいております。

これらについては、考え方1-3で、改正案については賛同の御意見として承ります。電気通信事業分野は、技術革新が著しく市場環境の変化も激しいことから、規制の在り方については不断の見直しを行っていく考えですとしております。

以上、総論的な意見でございまして、次から各論の意見を御紹介いたします。

意見2-1、グループ内合併審査の登録の更新についてでございます。グループ内合併審査の対象にNTTデータが指定されたことに賛同の御意見。一方で、NTTドコモビジネスとNTTデータが合併等を行った場合は、公正競争上の懸念が大きいことから、両社の合併等も審査対象とすべきとの御意見をいただいております。

考え方2-1では、2パラになりますけれども、現在の電気通信事業法では——少し下がりにして——市場支配力を有する電気通信事業者、これはNTT東西とNTTドコモですので、これら3社ではない電気通信事業者による合併等の登録の更新を対象とすることは困難であると考えております。少し下がりにして、その上で、先ほどもありましたNTTデータとドコモビジネスに係る公正競争上の懸念については、検証を深めていくというふうにしております。

具体的な検証についても少し言及してございまして、総務省としても法人市場の特性について、ポツを3つ並べていますけれども、例えば専用線等のネットワーク単体の販売から、コンサルなどを含めたソリューションとしての競争に移行しつつあること。また、法人市場への提供は相対契約が基本であること。一方で、電気通信事業法は、これまで一般消費者向けの役務提供や電気通信事業者同士の取引条件については深く検証してきましたけれども、法人市場においてはこれらが必ずしも十分ではないことなど、この点も踏まえまして、今後、具体的な懸念や必要なデータを関係事業者から情報提供いただいて検証を深めていくという考え方にしているところでございます。

また、意見の2-2、今度はグループ内合併審査に関連する意見で、事業再編の在り方は多様化しており、株式保有を通じた合併等と同様のケースとして資本関係の変更も含まれていることから、市場検証委員会において幅広く議論いただきたいという意見でございます。

これについては、考え方2-2として、今回の改正については、資本関係の変更は変更後も禁止行為規制が適用されるため、グループ内合併審査の対象とはしていないところとした上で、検証の実施に関する方針において検証の対象と組織再編も規定されていますので、こちらについても総務省として検証を深めていくという考えです、としているところでございます。

また、意見の2-3、グループ内合併審査において、今まで法律上はNTTドコモなどがもらう合併などだけだったのですけれども、NTTドコモの法人事業をドコモビジネス等の相手方に承継させる場合、あげる場合、これについても規制適用対象とすべく検討すべきとの御意見でございます。

考え方2-3としては、市場支配力を有する電気通信事業者の禁止行為規制の潜脱の観点から導入したものですので、他の法人に承継する場合は、禁止行為規制の相手方として引き続き規律を適用することが可能なため、登録の更新の対象にはしていないという考えを示しているところでございます。

以上が諮問対象の意見の主なものになりまして、次、14ページ目以降、諮問対象でないものに係る意見を幾つか紹介したいと思います。

意見の8-1、禁止行為の相手方の指定の解除に当たっては、定量的なデータや客観的な根拠に基づく検証を行うべき。また、対象事業の契約数が純粋に減少した場合においてはその指定は解除すべき、これはNTTドコモ様からの意見でございます。

こちら、考え方8-1としましては、これは二種指定のガイドラインにも記載しておりますけれども、定量的なデータや客観的な根拠も含め、市場検証委員会の意見を聴きながら、移動通信市場への影響力を実質的に評価した上で、指定解除の判断を行う考えですとしております。

また、意見9-1になりますが、これもNTTドコモ様より、禁止行為規制そのものの在り方についての御意見もいただいております。モバイル市場の競争が進展し、ドコモの収益シェアは4割以下に減少するなど競争環境の変化が生じており、ドコモのみに禁止行為規制を課す状況は見直しを検討すべき段階にあると、早急に議論を行うべきとの意見でございます。

これに対して考え方9-1としては、移動通信分野における禁止行為規制の適用対象については、これも検証の実施方針に基づき、総務大臣において毎年度評価を行うこととしているので、令和7年度の評価を踏まえて検討する考えです、としております。

次、意見の11-1、累次の公正競争条件の扱いでございます。こちらはNTT持株、東西様からですが、累次の公正競争条件というのは、NTTの意見にもあるとおり、1988年のNTTデータの分社化時以降、グループ再編の都度、条件をつけてきたものですが、今回の御意見としては、最終答申を踏まえ、時代に即してその要否の検討が行われ、今回の省令改正や、ここに書いてあるNTT株式会社等に係る公正競争確保のために講ずる指針の制定が行われるものと理解していると。NTT持株、東西は、累次の公正競争条件に代えて電気通信事業法や指針を遵守し、市場の公正競争の確保に努めていく考えとの御意見でございます。

これに対する考え方11-1ですが、累次の公正競争条件は、固定電話が中心の時代に、当時の郵政省やNTTによる報道発表等によって定められたものです。また、この累次の公正競争条件は、その適用対象が現行化されていないなど時代に即していないため、令和7年の法改正や今回の市場検証委員会での議論を経て、これに代替する規律を策定することとしており、今後NTT東西は、既存の禁止行為規制や接続ルールを含め、新たな規律を遵守することで、公正競争の確保に努めることが重要であると考えております。これら上記を明確化するため、先ほどの公正競争の指針に、累次の公正競争の条件を廃止する旨を追記したいと考えております。案文のとおり、赤字の1文を一言追加したいと考えております。

また、この累次の公正競争条件について、競争事業者ソフトバンク様よりも意見をいただいております、それが意見の11-2になります。累次の公正競争条件については、NTT法等の改正や市場検証委員会での議論において、現在の競争環境下でのあるべき姿が整理されたものと認識しているが、各条件がいずれのルールによって担保されるのかを確認したい。なお、今後もこれらの遵守状況の確認を継続して議論・検証を行うべきとの意見をいただいております。

これに対して考え方11-2、2パラですが、まずフォローアップ、検証については、現在の競争状況に照らして必要な事項については、現行規律の遵守状況の確認として今後も継続するとしております。また、累次の公正競争条件とこれに代替する今の規律、禁止行為規制などの規律の関係についても、①から⑩まで並べておりますが、それぞれ解説をしているところでございます。

次、12-1、コンソーシアムによる一体的な販売行為に関する御意見でございます。これはアルテリア・ネットワークス様からですが、市場支配的な事業者がコンソ

ーシアムを形成して一体的に販売を行う行為について、事業者間の適正な競争関係を阻害することがないか検討が必要との御意見でございます。

この考え方ですけれども、御指摘のコンソーシアムについては、法人営業における公正競争上の懸念であると考えております。総務省においては、前半で出てきましたNTTデータグループの子会社化に関する検証結果を踏まえて、今後、法人向けの市場の検証を行う予定としておりますので、その中で検証を深めていきたいという考え方としております。

また、意見13-2でございます。こちらNTT東西様から、NTT東西は移動通信とかISPに全面的に進出する考えはないが、地域課題解決のためであってもモバイル等を用いたソリューションの提供ができないという事例が発生する。このような事業については、公正競争の確保に支障を生じるおそれがないものは禁止業務の対象外としていただきたいとの御意見でございます。

考え方13-2としては、まずNTT東西においては、どのような顧客に対してどのような移動通信役務やソリューションの提供を想定しているのか、具体的に明らかにしていく必要があると考えております。その上で、総務省としては、公正競争の確保に支障が生じるおそれがないか、市場検証委員会における検証も活用しつつ、適切に対応していく考えですとしてございます。

次、意見17-1でございます。重要設備譲渡等の認可の対象でございます。電気通信事業に用いられていないNTT東西の重要な設備等であっても、他事業者の利用意向がある可能性もあるため、事前の確認や周知を丁寧に行う、市場検証委員会での検証を行った上で認可する等の運用がされるべきとの御意見でございます。

考え方17-1としましては、本改正では、この認可対象となる重要な設備等には電柱や管路等も規定されたところですが、これらについては支障移転等により毎年多数の処分等が行われているため、電気通信事業の用に供されているかどうかについては、添架申請の有無とNTT東西に過度の負担が生じない運用とすることが適当としております。一方で、コロケーションが行われている東西の局舎の移転など、他の電気通信事業者への影響が大きいと考えられる事例については、個別具体的な状況に応じて適切に対応していくとしております。

以上、かいつまんで御説明いたしましたけれども、意見募集の結果についてでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、お受けしたいと思います。チャット機能にてお申し出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今のところ記入はないようですが、いかがですかね。よろしいでしょうか。

もし、御意見がございませんようでしたら、諮問第3209号につきましては、御手元の答申案どおり答申したいと思いますのですが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、案のとおり答申したいと思います。ありがとうございました。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）【諮問第3208号】

○藤井部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。諮問第3208号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）」について審議いたします。

本件は、2月20日金曜日開催の当部会において総務大臣から諮問を受けて審議を行い、2月21日土曜日から3月23日月曜までの間、意見募集を実施しました。この結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、ユニバーサルサービス委員会の関口主査及び委員会事務局より御報告いただきます。

それでは、関口主査、よろしく願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 ユニバーサルサービス委員会主査を拝命しております関口でございます。

ただいま、藤井電気通信事業部会長から御説明いただきましたように、諮問第3208号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入に伴う規制の整備）」につきまして、これも藤井部会長からお話ございましたように、31日間の意見募集を行いまして、4者から意見の提出がございました。

この結果も含め、本省令案について4月6日にユニバーサルサービス委員会において

審議を実施いたしました。この結果を取りまとめたものが、御手元の資料167-1の1ページ目の報告書でございます。本委員会といたしましては、本省令案につきまして、下記1に記載のとおり、提出された諮問事項に係る意見に対する別紙1の総務省の考え方について適当と認められること。また、下記2に記載のとおり、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）については、別紙2のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められる旨、整理をいたしました。報告書の詳細につきましては、引き続き総務省から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岸事業政策課調査官 総務省事業政策課の岸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料167-1、通し番号2ページから、パブリックコメントの結果、それから意見に対する考え方を御説明申し上げます。今御覧いただいているページに概略を記載してございますけれども、諮問事項に係る意見として3件、諮問事項ではないものに係る意見として2件、個人Aの方が重複して両方に御意見をいただいておりますので純計で4件、先ほど主査から御報告いただいたとおり御意見が出てきております。本日は諮問事項に係る意見を中心に御説明をさしあげたいと思っております。

通し番号4ページ、意見の欄1を御覧いただければと思います。楽天モバイルさんから省令案全体についての意見を頂戴してございます。今般の「基礎的電気通信役務台帳制度に係る規定の整備」、それから「ユニバーサルサービスの休廃止に関する周知・届出に係る規定の整備」に係る事項について、特段異論はないものの、これらの施行後において基礎的電気通信役務台帳の作成またはユニバーサルサービスの休廃止に関する周知に関し、事業者には過度な負担、または利用者の利益に支障が生じていると判断される場合には、所要の見直しを速やかに図っていただくことが必要と考えますという御意見を頂戴しております。

これに対しまして、考え方（案）でございますけれども、一般的に省令ガイドライン等については、法令の趣旨の範囲内で、その時々状況を踏まえ柔軟に見直されるべきものと考えております。御指摘の事項につきましても、その時々状況を踏まえ、適時適切に対応していく考えであるということをお述べたいと考えております。

それから意見の2番、こちらもNTTドコモさんから省令案全体についての御意見を頂戴してございます。「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」における、地方における都市部よりも高い料金設定の禁止に関する「特別な事情」としての例外規

定等、本省令や指針等の改正案は事業者のサービス提供状況に配慮されているものであることを踏まえ、賛同しますという御意見を頂戴してございます。こちら、賛同の御意見として承りたいと思います。

意見の3、これは個人Aの方からの御意見でございますが、法令上の修辭的な御意見を頂戴してございます。こちらは、諮問事項以外の部分についても同様の御意見を幾つか頂戴してございますけれども、是々非々で取り入れるべきものは取り入れて、御指摘を踏まえ、修正をしているところでございます。

なお、参考までに諮問事項ではないものに係る御意見を1つ御紹介したいと思います。通し番号6ページから7ページにかけての意見1ということでありまして。こちらの詳細は時間の都合上割愛をさせていただきますが、基礎的電気通信役務台帳の導入に合わせて、消費者保護の観点からこうした取組をしたほうがいいんじゃないのかという具体的な御示唆を5点にわたって頂戴してございます。

こちらについて、考え方でございますが、いただいた御提案については、今後、電気通信事業分野における消費者保護それから基礎的電気通信役務台帳制度等の運用を検討する際の参考とさせていただきます。と思っております。

本件に関する意見及び意見に対する考え方の概略の御説明は以上でございます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

今のところ特に記入はなさそうですが、よろしいですかね。

主に字句修正のところはあったかと思いますが、ほかについては当初案どおりという形かと思いますが、よろしいですかね。

特に御意見ないようですので、諮問第3208号につきましては、御手元の答申案どおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、案のとおり答申することといたします。御説明ありがとうございました。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 失礼します。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）【諮問第3210号】

○藤井部会長 そうしましたら、次に移りたいと思います。

諮問第3210号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）」について審議いたします。

本件は、2月20日金曜日開催の当部会において総務大臣から諮問を受けて審議を行い、2月21日土曜日から3月23日月曜までの間、意見募集を実施いたしました。

それでは、総務省より御説明をお願いできればと思います。

○佐藤事業政策課統括補佐 総務省でございます。

右肩、資料167-3に基づきまして、御説明をさしあげます。

本件は、さきの2件と同様に、令和7年5月に成立いたしました電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法等に関する法律の一部改正を踏まえて、認定鉄塔等提供事業に関する制度の創設に伴う規定の整備を行うものでございます。

答申書でございますけれども、御説明さしあげましたとおり、本件については意見募集を行ったところ、諮問事項に対する意見が提出されなかったということございまして、諮問のとおり改正することが適当というふうに考えてございます。

また、併せて実施しました意見募集について諮問対象以外のコメントも見られたところでございますので、本日はその考え方について御紹介をさしあげたいというふうに存じます。

3ページ目でございますけれども、意見募集の結果の概要を示させていただきました。右側ですけれども、諮問事項ではないものに係る意見が全部で3件提出されてございます。個人の方から2件、それからJTOWERさんから1件というふうになってございます。本日はポイントをかいつまんで御説明をさしあげたいというふうに思います。

まず、意見1ですけれども、鉄塔等の範囲について今般の省令で整備をしているところでございますけれども、改正後電気通信事業法施行規則第54条の2は、第2号でH柱及び人形柱を除くとしながら3号でこれをまた掲げているということで、冗長ではないかという御意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、別途意見募集に付している政令において、

裁定の際に対価の額の基準として異なる額の基準を適用するというようにしてございまして、別途規定する必要があるということから別に規定するという御回答をさしあげたいというふうに考えてございます。

それから2つ目の御意見でございます。鉄塔等提供事業の認定制度に関する御意見でございます。こちらに関しては、軽はずみに公益事業特権を使用できないようにすべきであると。具体的には鉄塔等について、通信キャリアの利用が想定されない鉄塔等についても公益事業特権を付すべきではないというふうな御意見になってございまして、事前に土地所有者・権原者が認可を下ろさないような仕組みが重要であるということでございます。

こちらに対する考え方でございますけれども、まず、今般の鉄塔等提供事業におきましては、電気通信事業が確実かつ安定的に提供されることが担保される鉄塔等提供事業について公益事業特権を付与することを目的として導入されたものでございます。その上で、この認定を受けようとする際には、鉄塔等提供役務の提供の相手方の名称であるとか契約書の写しを添付することが必要となってございます。というところで、電気通信事業者が一切利用することが想定されない鉄塔等については認定を受けることができないということでもまず御回答をさしあげた上で、今回提出が必要となる業務規程においては、関係法令等の遵守、こういったところに関する事項を記載させることとしてございまして、これらの規定を適切に運用することにより、鉄塔等提供業務の適切かつ確実な実施の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから3つ目でございます。こちらは今回の制度整備に賛同する御意見というふうになってございまして、賛同の御意見として承るということをお返答さしあげたいというふうに思います。なお、このほか技術的な修正を行っているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井部会長　御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

こちらについても特に御意見はなさそうですが、よろしいですかね。

諮問事項に関しましては意見がなかったというところで、それではない総務省さんのところへのコメントに関して、諮問事項ではないものに関する意見の御紹介をいただきましたが、よろしいですか。

もし、意見がございませんようでしたら、諮問第3210号につきましては、御手元の答申案どおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長　ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。御説明ありがとうございました。

## (2) 諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について（第二種交付金の額の算定方法等に関する規定の整備）【諮問第3214号】

○藤井部会長　そうしましたら、続きまして諮問事項に移ります。

諮問第3214号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（第二種交付金の額の算定方法等に関する規定の整備）」について総務省から御説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐　基盤整備促進課でございます。

諮問第3214号、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について説明をさせていただきます。

資料167-4を御覧いただければと思います。本件は、諮問のタイトルにもございますように、第二種交付金、いわゆるブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金の額の算定方法等に関する規定の整備に関する諮問でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目以降に今般の規定の整備の概要資料を添付してございます。

3ページ目は第二号基礎的電気通信役務制度、いわゆるブロードバンドのユニバーサルサービス制度の全体の概要でございます。全体の説明は今回割愛させていただきますが、今般の規定の整備はこの図でいうところの下の真ん中からちょっと左側にあるこの②データ等届出に関するものと、そのすぐ下でございます⑦交付金の交付、こちらに関するものとなっております。

続いて具体の規定の整備の内容を御説明いたします。1枚おめくりいただいて4ページ目を御覧ください。今般の規定の整備を行うこととなったきっかけといたしましては、まず昨年7月に総務省から情報通信審議会に対して、最終保障提供責務の導入等に伴う

基礎的電気通信役務制度の在り方について諮問をさせていただいております。この諮問に対して、これまで本年2月17日には第一次答申を、本年3月16日には第二次答申をいただいております。今般の諮問は、この第二次答申でいただいた御提言のうち、第二号基礎的電気通信役務、ブロードバンドのユニバーサルサービスに関するものについて必要な規定の整備を行うものについての諮問となっております。

この第二次答申を取りまとめるに当たっての検討の過程におきましては、令和4年の電気通信事業法で創設されまして翌令和5年に施行されておりますこの第二号基礎的電気通信役務制度、これにつきまして、法律の施行後3年が経過した時点、すなわち令和8年度になりますが、3年を経過した時点で施行の状況について検討を加え必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、という、いわゆる「3年後検討」の規定が存在してございまして、この一環として、まずは第二種適格電気通信事業者の指定を受けた3社、NTT東西さん、ZTVさんから、初の原価算定を終えての経験に基づく本制度に対する要望・提案を聞き取りました。

具体の御要望・御提案の内容は次の5ページにございますので、また御参照いただければと思いますが、これらの3社からいただいた御要望というのは基本的には先ほど申し上げた「3年後検討」の場での論点とすべきものではございますけれど、この第二次答申においては、このうち第二種交付金の額に直接の影響がないもの、または第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がないもの、これらについては今後の「3年後検討」を待つ必要はなく、速やかに検討を進めることが適当との御提言をいただいたところではあります。

御覧いただいている4ページ目の下半分のオレンジ色の枠の中に掲げられております4点が、先ほど申し上げましたように、第二次答申におきまして、総務省において速やかに検討を進めるべきと御提言をいただいた内容でございまして、このうち下の2点が規定の整備を必要とする内容となっております。これが今般の諮問の内容となっております。

2ページおめくりいただいて6ページ目を御覧ください。規定の整備の具体的な内容を説明させていただきます。3点ございます。

1点目は、第二種適格電気通信事業者による毎年度の財務諸表等の提出に当たって、現行制度ではいわゆる事業年度、4月1日から翌年3月31日までの1年間に係る書類の提出を求めているのですが、これについて、その他の1年間の期間に係る書類の提出

も許容するというものになります。

まず、この書類の提出を求めている趣旨でございますが、電気通信事業法第107条第2号におきまして、前年度——前年度というのは4月1日から翌年3月31日までの前年度の収支が黒字である事業者には、一般支援区域に係る交付金は交付しないという旨の規定がございますので、この前年度の収支が黒字であるか否かということを確認することを主な目的といたしまして、この財務諸表等を御提出いただいております。

これについて、会計年度が4月1日から翌年3月31日ではない事業者の方から、前年度の収支が黒字であることが明らかであって、一般支援区域に係る交付金は交付されないということが明らかである場合にまで、当該交付金が交付されないということを証明するためだけに、自社の会計年度と異なる期間の会計を新たに取りまとめて、別途の会計検査を受けて、書類を作成して提出をするまでの必要があるのかという御意見がございまして、これを踏まえて御議論、御審議いただいたところ、先ほど御説明した第二次答申においては、前年度の収支が赤字であるため一般支援区域に係る交付金を交付するということを認めることまでは法律に書いてございますのでできないものの、4月1日から翌年3月31日以外の1年間の書類の提出も許容するよう検討するべきという御提言をいただきまして、これを実現すべく今般規定を整備して諮問をさせていただいているというものになります。これが1点目でございます。

2点目は、支援区域の指定・解除による第二種交付金の交付時期の統一というものでございまして、現在総務省では法令の規定に基づきまして、毎年11月末に交付金の交付対象となる支援区域の見直しを実施しております。この11月末に新たに支援区域として指定をされるという町字もあれば、同じ日に支援区域の指定を解除されるという町字もあるということになっております。

この同じ日に新たに交付金の対象として指定をされる町字と同じ日に指定を解除された交付金の対象ではなくなった町字につきまして、現行の規定では、この新たに対象となった町字については、交付金の交付が開始されるというのは、どんなに早くても翌々年度になります。その一方、交付金の交付の対象ではなくなった町字については、交付金の交付が即日停止されるという規定になってございます。

事業者からは、このタイミングを合わせるべきである旨の御意見がございまして、これを踏まえて御審議いただきましたところ、これも先ほど御説明いたしました二次答申におきましてそのように検討を進めるべきという御提言をいただいております。こ

れを実現すべく、今般諮問をさせていただくということになってございます。

この後、3点目としてその他というものがございまして、これは技術的な規定の整備でございまして、ありていに申し上げますと、現行規定の内容がこれまで累次いたदैておる御提言の内容とは異なる内容となってしまっている部分がございます、これを御提言の内容に沿って修正するものということになってございます。

次のページ、7ページ目以降に具体の省令の改正案がございますので、御覧いただければと思います。

8ページ目が電気通信事業法施行規則の改正案でございまして、例えば財務諸表について、前事業年度に係るもののみならず、この「提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るもの」を追記しておりまして、4月1日から翌年3月31日までのいわゆる事業年度以外の1年間の書類の提出を許容するという規定になっております。これは、第二種適格電気通信事業者の指定の申請時とその後の年に一度の提出時の双方に追記しようというふうに考えてございます。

続いて10ページ目以降が、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の改正案でございまして、おめくりいただいて11ページ目を御覧いただきまして、まず五条が先ほど申し上げた提出された収支表というのが4月1日から翌年3月31日までのものでない場合は交付金はゼロになりますという旨を規定してございます。

さらに次ページ、12ページ目の第二十条が、担当支援区域の指定が解除された場合に、その解除された日以降は交付金を交付しないという特例を規定している規定になりますので、現行規定ではこの特例の対象として法第一百条の三第三項ということだけが規定をされておりますところ、この改正案ではこの三項のうち二号と三号だけが、解除された日以降は交付金は即日交付しないという特例の対象であるということを明らかにしております。この対象から除かれることになる一号というのが、先ほど御説明さしあげた、この御答申をいただいた支援区域の指定の解除に伴う担当支援区域の解除の規定でございまして、この一号は、この特例規定の対象ではないということを確認することによりまして、御答申をいただいたタイミングを合わせるという御提言を実現しようというふうに考えてございます。

以上が、第二次答申の御提言を受けて、規定を整備したいと考えている内容でございます。

1 ページまでお戻りいただき、こうした規定の整備について諮問をさせていただきますのが第3214号となります。なお、ただいま御説明さしあげました2つの省令のうち、電気通信事業法第169条に定めます必要的な諮問事項は、この第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部改正のみでございますことから、この一部改正についてのみ諮問をさせていただきます。

基盤整備促進課からの諮問第3214号についての御説明は以上となります。御審議のほど何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

それでは、森先生、お願いできますでしょうか。

○森部会長代理 御説明ありがとうございました。森です。よく分かりました。

1番目のほうなんですけれども、4月から3月までというふうに法律に明記されていることによって非常に柔軟性が欠けているということですので、そのようにその負担を緩和する方向で下位法令を改定していただきたいと思っておりますけれども、結局のところそれは、法律にそう書いてしまう必要があったのかということが根っこのところの問題かと思っております。具体的に申し上げます「当該適格事業者における直近の会計年度において」というふうにしておけば別に問題はなかったと思っておりますので、いずれ事業法の改正をされる際にはそのように改正していただければいいのではないかと、ちょっと意見として申し上げておきたいと思っております。以上です。

○藤井部会長 ありがとうございます。

ただいまの内容に関しまして、総務省から何かございますでしょうか。

○望月基盤整備促進課課長補佐 森先生、御意見ありがとうございました。

すぐに、いつ、何年後とまで申し上げられませんが、いずれ事業法を改正する際にはおっしゃっていただいた御意見というものも、こんな御意見いただいたよということ踏まえて検討させていただくのかなというふうに思っております。ありがとうございました。

○藤井部会長 ありがとうございました。

ほかに、皆様方から何かございますでしょうか。

今のところなさそうですが、よろしいですかね。

提案する事業者側の負担が減るような形でうまくこの第二種交付金が出せれば良いのかと思われ、この改正案でうまくこの後回ってもらえると良いと思っております。御説明ありがとうございました。

そうしましたら、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなど公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は4月10日金曜日から5月14日木曜までといたします。

その後、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、よろしければその旨決定することといたします。

○藤井部会長 以上で本日の審議は終了となります。

委員の皆様から何かございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょう。

よろしいですかね。

事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の石井でございます。

次回の電気通信事業部会は4月24日金曜日14時からオンラインで開催いたしますので、皆様方よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

○藤井部会長 ありがとうございます。また、次回もよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉 会